同項第二号一算式中「5.09」を「4.80」に、「9.05」を「8.73」に、「12.41」を「11.71」に、「E×15.61」を「E×16.17」に、「15.81」を「15.83」に、「G×15.61」を「G×15.59」に、「17.34」を「16.70」に、「17.70」を「17.27」に、「30.07」を「28.30」に、「13.83」を「13.30」に、「25.86」を「23.77」に、「21.05」を「20.66」に、「14.74」を「14.43」に、「23.46」を「22.64」に改め、同項第三号算式中「0.581」を「0.595」に改め、同号算式の符号B算式中「$\sum_{n=60}^{7}$」を「$\sum_{n=61}^{7}$」に改め、同項第四号一中「一三三・一一八」を「一一三九・八八」に改め、同号2及び3中「小学校」の下に「又は義務教育学校の前期課程」を加え、同号4算式中「43,900」を「43,100」に、「400」を「402」に、「75,047」を「77,993」に、「601」を「605」に改め、同号4算式の符号B中「平成26年7月31日」を「平成27年7月31日」に改め、「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を加え、同号4算式の符号C中「平成26年度」を「平成27年度」に改め、「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を加え、同項第五号を次のように改める。

五　中学校費	生徒数	前号に準ずる。この場合において、「一一三九・八八」とあるのは「一一三四・二一三」と、「小学校」とあるのは「小学校又は義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程」と、「義務教育学校の後期課程」とあるのは「義務教育学校の前期課程」と、「43,100」とあるのは「40,400」と、「402」とあるのは「1,133」と、「77,993」とあるのは「115,573」と、「605」とあるのは「762」と、「小学校及び義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」と、「児童数」とあるのは「生徒数」と読み替えるものとする。	

第九条第一項の表市町村の項第六号一中「算式ア及びイについては、」を「それぞれ」に改め、「を四捨五入し、算式ウについては、小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数」を削り、同号一算式ア中「760」を「754」に、「341」を「333」に、「391」を「381」に、「88」を「87」に、「163」を「162」に、「178」を「177」に、「71」を「70」に、「119」を「118」に、「138」を「137」に、「9」を「8」に、「61」を「58」に、「107」を「106」に、「122」を「116」に改め、同号一算式アの符号N及びO中「学校基本調査」を「学校基本調査規則」に改め、同号一算式イ中「72.33」を「71」に改め、同号一算式イの符号B中「と市町村立の幼稚園に在籍する特別利用教育に係る子どもの数の合計数」を削り、同号一算式ウ中「10.2」を「10.8」に改め、同号2を次のように改める。

2　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数を四捨五入（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）する。

算式

$$\frac{B \times C \times 26.018}{A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数

C　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、ｃ＝０のときは、1.000とする。）

算式

$$\frac{(a-b)\ /\ c \times 12}{379{,}106}$$

（ａ－ｂ）／ｃ×12に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　市町村ごとの私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の１号認定子どもに係る前年度費用額の合計額

b　市町村ごとの私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園の１号認定子どもに係る前年度利用者負担額の合計額

c　市町村ごとの前年度私立幼稚園在籍人員数及び前年度私立認定こども園在籍人員数の合計数の合計数

第九条第一項の表市町村の項第六号3中「平成二十七年三月三十一日付け内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室」を「平成二十八年三月三十一日付内閣府子ども・子育て本部（子ども・子育て支援担当）」に、「認定こども園の状況について」を「認定こども園の機能部分に係る状況について」に、「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、「合計」の数」の下に「の合計」を加え、同号4を削り、同項第七号一算式ア中「0.964」を「0.967」に、「1.016」を「0.993」に改め、同項第八号算式アの符号α算式及び算式の符号を次のように改める。

算式

$$1.5 \times \left(\frac{a \times b \times c}{1.062} + d\right) - 0.5 \times e \geqq f \text{ のとき}$$

$$1.5 \times \left(\frac{a \times b \times c}{1.062} + d\right) - 0.5 \times e$$

$$1.5 \times \left(\frac{a \times b \times c}{1.062} + d\right) - 0.5 \times e < f \text{ のとき}$$

$$\left(1.5 \times \left(\frac{a \times b \times c}{1.062} + d\right) - 0.5 \times e - f\right) \times \frac{2}{5} + f$$

$$1.5 \times \left(\frac{a \times b \times c}{1.062} + d\right) - 0.5 \times e \text{ 及び}$$

$$\left(1.5 \times \left(\frac{a \times b \times c}{1.062} + d\right) - 0.5 \times e - f\right) \times \frac{2}{5}$$

に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　地域区分が100分の20地域の市町村にあつては1.100、100分の16地域の市町村にあつては1.071、100分の15地域の市町村にあつては1.064、100分の12地域の市町村にあつては1.043、100分の10地域の市町村にあつては1.029、100分の６地域の市町村にあつては1.000、100分の３地域の市町村にあつては0.979、その他地域の市町村にあつては0.957とする。

b　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{w}{v} \times 4.167 + \frac{x}{v} \times 2.452 + \frac{y}{v} \times 1.171 + \frac{z}{v} \times 1.000$$